

別添3：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況の報告例（移転型）

※3期目終了後に報告書を提出する大企業で、事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

令和11年4月30日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

令和8年5月1日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

① 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備状況

令和8年5月1日認定後、〇〇銀行に借入金の相談を行い、借入が認められた。

令和8年5月に特定業務施設及び特定業務児童福祉施設の整備のための土地を購入。その後、同年6月に着工し、令和10年2月に予定よりも1ヶ月早く建物が完成した。その後、令和10年4月より事業供用を開始した。

特定業務施設の事業供用開始が早まったことから、特定業務福利厚生施設の賃貸借契約を1ヶ月前倒しし、令和10年3月に締結し、同年4月から従業員の入居を開始した。

② 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 8年5月	申請書の記載のとおり。
着工	令和 8年6月	申請書の記載のとおり。
完成	令和 10年2月	1ヶ月早く完成。
事業供用開始	令和 10年4月1日	完成が早まり、1ヶ月早く供用開始。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

③ 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 8年5月	申請書の記載の通り。
着工	令和 8年6月	事業所内保育所・授乳室：申請書の記載のとおり。
	令和 10年3月	寮：賃貸借契約締結を1ヶ月前倒し。
完成	令和 10年2月	事業所内保育所・授乳室：特定業務施設と同じく1ヶ月早く完成。
	令和 10年4月	寮：入居時期を1ヶ月前倒し。
事業供用開始	令和 10年4月1日	事業所内保育所・授乳室：特定業務施設と同じく1ヶ月早く供用開始。

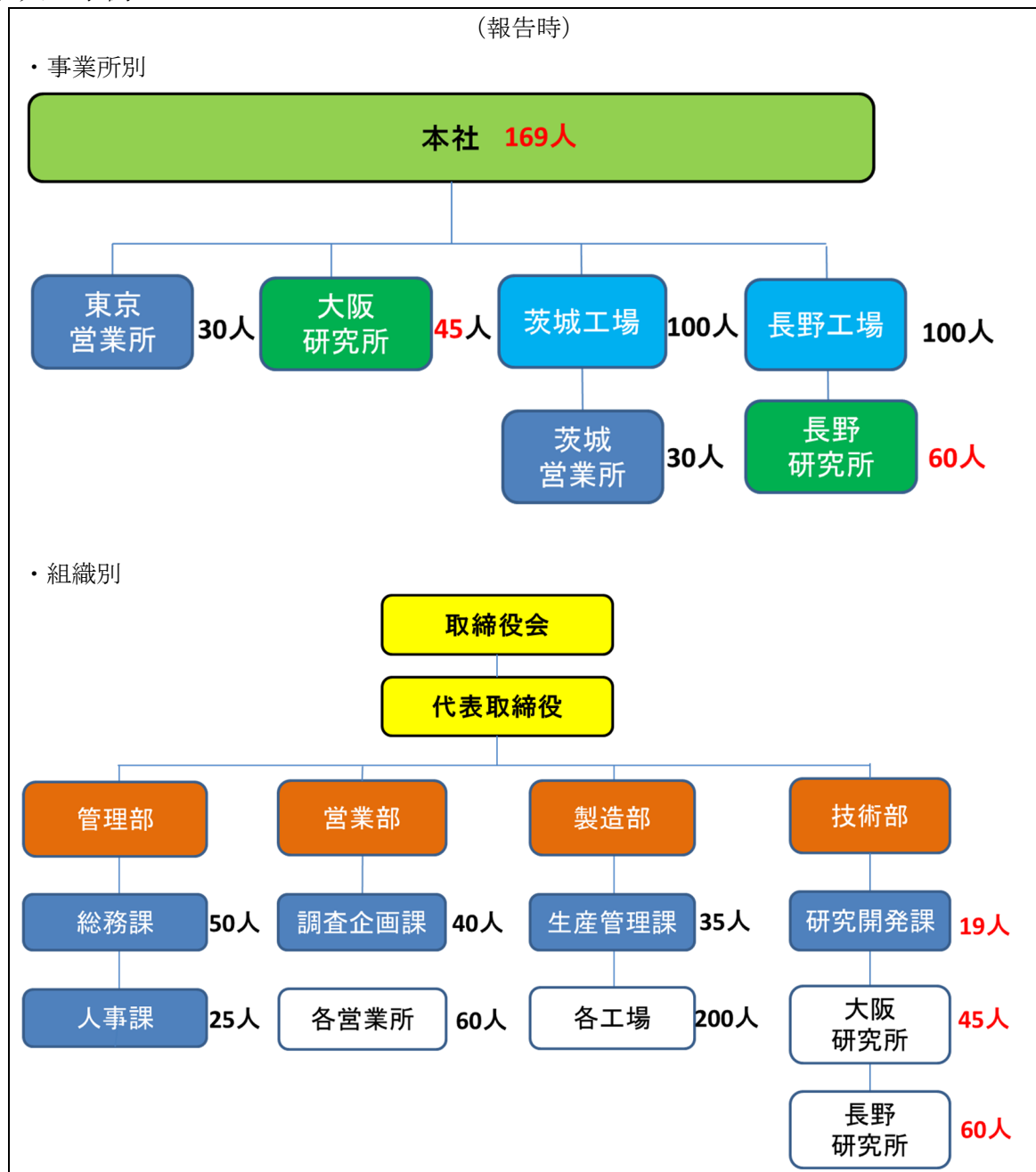
※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

④ 組織体制

別添3：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況の報告例（移転型）
 ※3期目終了後に報告書を提出する大企業で、事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例



※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時 (令和8年5月)	報告時 (令和11年3月)	増減
特定業務施設の全従業員数	0人	60人	60人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

別添3：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況の報告例（移転型）

※3期目終了後に報告書を提出する大企業で、事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時 (令和10年3月)	報告時 (令和11年3月)	増減	事業供用開始 日から1年間
① 新規採用者数	0人	24人	24人	24人
みなし転勤者数	-人	-人	-人	-人
②特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	0人	31人	31人	31人
③他の事業所からの転勤者数	0人	5人	5人	5人
④他の事業所への転勤者数及び離職者数	0人	0人	0人	0人
合計 (①+②+③-④)	0人	60人	60人	60人

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、(3)に定める減少した従業員数又は(3)に定める定年退職者及び自己都合退職者の合計数のうち、いずれか少ない数を上限とした新規採用者数を記載すること。

※「③他の事業所からの転勤者数」の欄は、令和8年3月31日以前に認定を受けた場合は特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数を、令和8年4月1日以降に認定を受けた場合は集中地域（特定集中地域を除く。）にある他の事業所からの転勤者数を記載すること。

※「事業供用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第2号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から1年未経過の場合には記載することを要しない。

(3) 特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	前回報告時 (令和10年3月)	報告時 (令和11年3月)	増減	事業供用開始 日から1年間
減少した従業員数	0人	31人	31人	31人
定年退職者及び自己都合退職者の合計数	0人	0人	0人	0人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に減少した従業員数を記載すること。

別添3：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況の報告例（移転型）

※3期目終了後に報告書を提出する大企業で、事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

※「事業供用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第2号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から1年未経過の場合には記載することを要しない。

(4) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
製造技術者等	60人	製品開発及び製造技術開発に従事
	人	
合計	60人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※令和8年4月1日以降に認定を受けた場合にあっては、他の事業所からの転勤者の職種については、集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種を記載すること。

(5) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時 (令和8年5月)	報告時 (令和11年3月)	増減
集中地域にある事業所の従業員数	250人	214人	△36人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	0人	60人	60人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

(1) 特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

用途	利用した人数	利用した従業員数	備考
社員寮	5人	5人	

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第8条第2項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

用途	利用した人数	利用した従業員の児童数	備考
事業所内保育所	10人	10人	
授乳室	5人	5人	

別添3：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況の報告例（移転型）

※3期目終了後に報告書を提出する大企業で、事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第8条第3項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

4 特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無				
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 特別償却 <input checked="" type="checkbox"/> 税額控除 適用年度：令和10年度 <input type="checkbox"/> 無 取得価額：2,100,000千円				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>上乗せ措置の適用（注1）</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>中古資産に対する適用（注2）</td> <td><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> </tr> </table>	上乗せ措置の適用（注1）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	中古資産に対する適用（注2）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
上乗せ措置の適用（注1）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
中古資産に対する適用（注2）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				

注1）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5第1項第1号又は第42条の12第1項第1号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

注2）租税特別措置法第10条の5第1項第2号若しくは第3項第2号又は第42条の12第1項第2号若しくは第2項第2号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

旧特例措置内容（注）	活用の有無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注）令和8年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者のみ活用可能。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。